

島根県知事へ公共サービス基本条例制定署名を提出し、要請

連合島根官公部門連絡会は、2010年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンとして、6月2日に「公共サービス基本条例制定を求める島根県集会」を開催した。本年は公共サービス基本条例制定にむけた県知事要請に取り組んでいく方針を確認し、島根県集会をスタートに署名行動を開始した。そして、連合島根の希望と安心の社会づくりの運動と連動させ、協力要請を行いながら取り組みを進めた。



島根県知事（左側）へ要請書と署名を提出

11月19日、島根県庁知事室において公共サービス基本条例の制定を求める県知事要請を行った。要請にあたって

は、連合島根矢倉会長から直接、溝口島根県知事に対して要請書並びに46,632筆の署名を手渡し、条例制定にむけた具体的なアクションを起こすように求めた。

その後、11月県議会定例会の一問一答において、門脇議員（連合推薦議員団）から「生活をしていくうえで公共サービスはきってもきれない、必要とする人にサービスが行き届き良質な公共サービスを提供することが県民の期待にこたえることになる。全国に先駆けて条例制定をすべき」と質問を行い、県知事からは「昨年、基本理念が示された公共サービス基本法が制定されたことは承知している。その必要性を踏まえて勉強したい」と答弁した。さらに「検討までにいたっていない、具体的に検討するため部局を決めるべき」と質したのに対して「政策企画、総務部局で研究、勉強を行いたい」と答弁があり、前向きな検討を重ねて要請した。

今後も、連合島根と連携し、研修会や県議会への積極的な働きかけを行っていくとともに、市町村長への取り組みの具体化をはかっていくこととしている。

2010年11月19日

島根県知事
溝口 善兵衛 様

連合島根
会 長 矢倉 淳
連合島根官公部門連絡会
代表委員 永井 和宏

公共サービス基本条例制定を求める要請書

日頃の地方自治発展にむけた貴職のご尽力に心から敬意を表します。

医療・介護・福祉・子育て・教育・地域交通など市民生活の質を確保し、企業が有効に活動するための基盤でもある公共サービスは、二極化と格差社会の進行により劣化し、地域間の公平性の喪失、格差拡大と貧困など深刻な社会問題となっています。その解決は、政府及び各地方公共団体の重要な課題であり、それにこたえるため、昨年5月に公共サービス基本法が制定されました。

公共サービス基本法は、「国民の日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要」を公共サービスとして再定義し、公共サービスに関する国民の権利を明定しています。また、国及び地方公共団体の責務を明らかにした上で、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現することを目的としています。公共サービスは、地方自治体及びNPOなど幅広い担い手によって提供されており、必要とされる良質な公共サービスを保障することが、安心・安全な暮らしの実現と豊かな地域社会の発展につながります。

地方自治体においても、法の趣旨に基づき公共サービス基本条例を制定し、その責任において必要とする市民に質の高いサービスが提供されるよう具体的な取り組みが求められています。

連合島根では、官公部門の労働者を中心に標記要請署名行動に取り組み、11,184枚、46,632筆の署名を集約しました。これらの声を県政に反映させ、下記の原則にそって公共サービス基本条例を定められることを要請します。

記

1. 公共サービスは、必要とする市民に過不足なく提供されること。
2. 公共サービスの質と量は、市民の参加により決定されること。
3. 公共サービスの実施主体は、それぞれの自律性と個性を大事にしながらも、連携・協力することで相乗効果をめざすこと。
4. 公共サービスの実施に携わる者は、公共の規律を遵守すること。
5. 公共サービスの実施においては透明性が確保され、情報を公開すること。
6. 公共サービスの実施に従事する者の労働環境は、適正なものに保持されること。

以上